

令和6年8月30日
関東運輸局
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を延長します ～令和6年台風第10号の影響を受けて～

令和6年台風第10号による大雨の影響に伴い、関東運輸局東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所（八王子市滝山町1丁目270番地の2）に【避難指示】が発令されたことから8月30日の午後から閉庁しました。

このことから、当該事務所が所管している地域※に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年8月30日から同年9月3日までの自動車については、令和6年9月4日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【対象地域】八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡

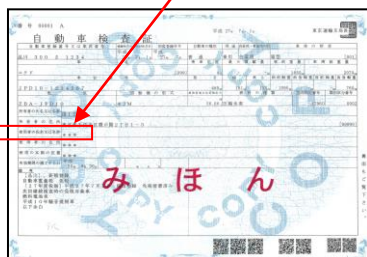
1. 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで東京運輸支局長名で公示しましたのでお知らせします。

○対象となる車両

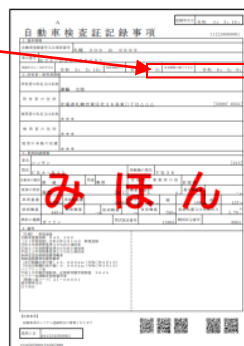
対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年8月30日から令和6年9月3日までのもの。

（有効期間の満了する日の確認は、お手持ちの自動車検査証の有効期間の満了する日（赤枠欄）をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日（赤枠欄）若しくは車検証閲覧アプリでご確認ください。）

有効期間の満了する日 令和6年9月3日



自動車検査証（紙）



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリはこちらからダウンロードできます。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

○延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の有効期間を満了する日を令和6年9月4日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については令和6年9月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動

車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

対象車両の自動車損害賠償責任保険の保険契約のうち、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、自動車検査証の有効期間が伸長される期間の範囲内で継続契約の締結手続きが猶予できる場合があります。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 高久、小澤

TEL：045-211-7255（直通） FAX：045-201-8813

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、物流専門紙、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 東京運輸支局長の公示の内容

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年8月30日から令和6年9月3日までのものは、令和6年9月4日をもって満了するものとする。

記

八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡

令和6年8月30日

関東運輸局 東京運輸支局長